



国空航第838号
国空機第580号
国空用第353号
平成30年8月30日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長

航空機安全課長

交通管制部運用課長



航空機用救命無線機（ELT）の適正な取付・運用方法等について

本日、運輸安全委員会は、平成29年6月3日に新中央航空株式会社所属セスナ式172P型機が富山空港を出発し松本空港に向けて飛行中、立山連峰獅子岳の山頂付近に衝突し、搭乗者4名全員が死亡した事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。

同報告書によれば、本事故は、事故機が山岳地帯を有視界飛行方式で飛行中、雲中飛行となったものと考えられ、地表を視認して自機の位置及び周囲の状況を把握することが困難となって山頂付近に近づいて衝突したものと考えられるとしています。また、同機に搭載していた航空機用救命無線機（ELT）は正常に作動する能力があったが、当該ELTを製造者マニュアルに記載されたとおりに取付・使用していなかったため、衝撃により補助アンテナが折損し、搜索救難衛星及び搜索救難機は事故当日に緊急信号を受信することができなかったものと考えられるとしています。

本事故調査の結果を踏まえ、運輸安全委員会より国土交通大臣（航空局）に対し、航空事故防止及び航空事故発生時における被害軽減策として、小型航空機の利用者に対しELTの適正な取付・運用方法等に関する情報を提供するよう勧告されました。

以上より、貴職におかれましては、貴会傘下会員、関係団体等に対し、同報告書が公表されたことを周知するとともに、下記のとおりELTの適正な取付・運用方法等について再確認・徹底するよう注意喚起願います。

なお、ELTの取付・運用状況等については、耐空検査等の機会を通じて確認する予定であることを申し添えます。

1. 航空法第62条及び航空法施行規則第150条の規定により、全ての飛行機及び回転翼航空機はELTの搭載が義務付けられているところ、搭載すべきELTの機能及び数量については同規定に従ったものであること。

2. ELTが正常に作動しない場合には、遭難機又は遭難者の位置を特定することに支障が生じ、操縦士及び搭乗者の生命を危うくするおそれがあることを十分に理解し、事故発生時等の衝撃によりELTが損傷や機体から分離したり、自動型ELTを「アーム」位置ではなく「オフ」位置にセットして不作動となったりすることがないように、製造者マニュアルに従って、適切に取付(持込型の場合には搭載)・使用・保守等を行うこと。

以上